

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催要領（8月～11月）

（経験者講習会）

1 開催日時、場所

開催月日	時間	場所
平成30年 8月8日(水)	13:30	安来市今津町
	16:30	安来市学習訓練センター 第2教室
8月21日(火)	13:30	大田市大田町
	16:30	大田市民センター 研修室
9月6日(木)	13:30	雲南市木次町木次
	16:30	サンワーク木次 会議研修室
9月21日(金)	13:30	鹿足郡津和野町後田
	16:30	津和野町民センター 講義室
10月10日(水)	13:30	邑智郡川本町川本
	16:30	悠邑ふるさと会館 大会議室
11月7日(水)	13:30	松江市殿町
	16:30	島根県民会館 308号室
11月21日(水)	13:30	益田市元町
	16:30	益田商工会議所 3階大会議室

2 受講対象者

島根県内に住所を有する者で、次の各号に該当する者

- (1) 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持している者のうち、次に該当するものであること。
 - 許可の更新を受けようとする者、又は買い替え等で新たな猟銃等の許可を受けようとする者で、既に交付を受けている講習修了証明書が、交付を受けた日から起算して3年を経過している者、若しくは経過しようとしている者
- (2) 海外旅行、災害等やむを得ない事情により許可の更新を受けることができなかった者で、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過していないもののうち、既に交付を受けている講習修了証明書が、交付を受けた日から起算して3年を経過している者、若しくは経過しようとしている者

3 講習科目及び時間

猟銃等の所持に関する法令 2時間
 猟銃等の使用、保管等の取扱い 1時間

4 受講手続

- (1) 受講者は「猟銃等講習受講申込書」を受講しようとする講習会の1週間前までに住所地を管轄する警察署に提出するとともに、講習手数料3,000円（島根県収入証紙）を手数料納付書により納入すること。
- (2) 受講申込書を提出する際、写真（6か月以内の撮影で、無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3cm、横の長さ2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記入）1枚を添付すること。
- (3) 当日は、筆記用具を持参すること。
 注：都合が悪くて申込みをした講習会を欠席する場合、事前に申し出があった者については変更を認める。

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催要領（8月～11月）

（初心者講習会）

1 開催日時、場所

開催月日	時間	場所
平成30年 9月22日(土)	9:00 17:00	浜田市野原町 浜田市総合福祉センター 研修室
10月20日(土)	9:00 17:00	松江市殿町 島根県民会館 310号室

2 受講対象者

島根県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃及び空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持していない者

3 講習科目及び時間

猟銃等の所持に関する法令	3時間
猟銃等の使用、保管等の取扱い	2時間
考査	1時間

4 受講手続

- (1) 受講者は「猟銃等講習受講申込書」を受講しようとする講習会の1週間前までに住所地を管轄する警察署に提出するとともに、講習手数料 6,800円（島根県収入証紙）を手数料納付書により納入すること。
- (2) 受講申込書を提出する際、写真（6か月以内の撮影で、無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3cm、横の長さ2.4cm、裏面に氏名及び撮影年月日を記入）1枚を添付すること。
- (3) 当日は、筆記用具を持参すること。

注：都合が悪くて申込みをした講習会を欠席する場合、事前に申し出があった者については変更を認める。